

広島県社会人バスケットボール連盟規約

第一章 名称

第1条 この連盟は広島県社会人バスケットボール連盟と称する。(以下連盟という)

第2条 本連盟は事務局を「理事会の指定する処」に置く。

第二章 組織

第3条 本連盟は広島県バスケットボール協会に登録加盟の社会人チームで本連盟の目的に賛同するものをもって組織する。

第三章 目的

第4条 本連盟は県のアマチュアバスケットボール競技の健全なる普及と発展に寄与すると共に、加盟チームの技術の向上並びに相互の親睦をはかることを目的とする。

第四章 事業

第5条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 日本社会人バスケットボール連盟並びに広島県バスケットボール協会との連携
- (2) 競技会・交流会の開催
- (3) 講習会ならびに研修会の開催
- (4) 競技並びに競技規則の研究、普及指導及び奨励
- (5) 競技用具、設備の研究指導・推薦
- (6) その他本連盟の目的達成のための事業

第五章 役員

第6条 連盟に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名
常任理事 若干名 理事 4名以上20名以内 監査 1名以上3名以内
会長は必要に応じて連盟に顧問、参与を理事会の承認を経て置くことができる。

【会長・副会長】

第7条 会長、副会長は理事会の推薦によって就任する。

会長は本連盟を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

【理事】

第8条 理事の選出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 登録チームのある各カテゴリーから推薦された者
- (2) 広島県の各市町村バスケットボール協会から推薦された者
- (3) 理事長、有識者から推薦された者

第9条 理事は理事会で推薦された者で、会長はこれを委嘱する。

理事は理事会を構成し、第三章の目的を達成するための事業を決定又は承認する。

第10条 理事長、副理事長は理事会において選出し、会長はこれを委嘱する。

理事長は連盟のすべての業務を統轄する。

副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

【常任理事】

第11条 常任理事は会長、副会長、理事長、副理事長をもって構成し、会長はこれを委嘱する。常任理事は常任理事会を構成し、理事会の決定、承諾事項を執行すると共に、第三章の目的を達成するための業務を企画する。

【監事】

第12条 監査は総会において推薦し、会長が委嘱する。監査は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること
- (2) 本連盟の業務及び財産の状況を調査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること

【専門委員会】

第13条 専門委員会は理事会で決定し、専門委員長は理事長が委嘱する。
委員会の組織及び業務については別に定める。

【任期・役員補充】

第14条 役員の任期は2ヶ年とする。但し再任は妨げない。役員に欠員が生じたときはその補充をする。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

【解任】

第15条 理事及び監事は、その地位にふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障等によりその職務を行うことができなくなったときは、理事会において、総理事の半数以上で総理事の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

【役員の定年制】

第16条 役員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

なお、役員が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が満了するまで役員として在任することとする。

2 前項の規定に関わらず、会長および監事候補者の選任に当たっては、前項の規定は適用しない。

(令和4年4月23日変更)

第六章 会 議

【総会】

第17条 次の事項は理事会において決定し、総会により承認する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算、決算
- (3) 役員選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要事項

第18条 総会は毎年1回会長が召集しこれを開き、会長が議長となる。
ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。

【理事会】

第19条 理事会は定例と臨時とし、定例理事会は毎年2回以上理事長が招集し、理事長が議長となる。

第20条 理事会は理事が3分の2出席すれば成立する。その場合委任状を提出すれば出席したものとみなす。

【常任理事会】

第21条 常任理事会は理事長が必要に応じ招集し、理事長が議長となる。

第22条 常任理事会は常任理事が2分の1出席すれば成立する。その場合委任状を提出すれば出席したものとみなす。

【会議運営】

第23条 すべての会議の決議は出席者の多数決によるものとし、賛否同数の場合には議長が決める。

第七章 登 録

第24条 本連盟の加盟チーム並びに競技者は毎競技年度の当初において日本バスケットボール協会及び広島県バスケットボール協会に登録しなければならない。
ただし競技年度途中でも登録できるものとする。

第25条 本連盟に加盟していないものは各協会ならびに連盟主催する競技会に参加することはできない。

第26条 本連盟に加盟、登録については日本バスケットボール協会の登録規定に準ずる。
大区分「社会人連盟」 中区分「地域」「オープン」「オーバーエージ」「エンジョイ」

第八章 会 計

第27条 本連盟の経費は広島県バスケットボール協会助成金、事業収入、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第28条 本連盟の加盟チームは各協会で定めた、チーム登録料及び競技者登録料を納入しなければならない。

第29条 本連盟の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第九章 懲 罰 (平成31年4月25日追加)

第30条 (懲罰)

本章の規定は、本連盟に加盟または登録するチームおよび選手、指導者等チームスタッフ、審判員および役職員その他の関係者(以下本章において「選手等」という)に対して本連盟が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。

第31条 (懲罰の種類)

(1) 本連盟による加盟・登録団体に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。

- ① 戒告／口頭をもって戒める
- ② 譴責／始末書を取り、将来を戒める
- ③ 罰金／一定の金額を本連盟に納付させる
- ④ 没収／取得した不正な利益を剥奪し、本連盟に帰属させる
- ⑤ 賞の返還／賞として獲得した全ての利益(賞金、記念品、トロフィー等)を返還させる
- ⑥ 試合結果の無効／(事情により再戦を命ずる)
- ⑦ 得点または勝ち点の減点または無効
- ⑧ 下位リーグへの降格
- ⑨ 出場資格の停止／無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場剥奪する
- ⑩ 公的業務の停止／一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または一部を停止する
- ⑪ 除名／本連盟から除名する

(2) 本連盟による選手等に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる

- ① 戒告／口頭をもって戒める
- ② 譴責／始末書を取り、将来を戒める
- ③ 罰金／一定の金額を本連盟に納付させる
- ④ 没収／取得した不正な利益を剥奪し、本連盟に帰属させる
- ⑤ 賞の返還／賞として獲得した全ての利益(賞金、記念品、トロフィー等)を返還させる
- ⑥ 出場資格の停止／無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場剥奪する
- ⑦ 公的業務の停止／一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または一部を停止する
- ⑧ バスケットボール関連活動の停止・禁止／一定期間、無期限又は永久的にバスケットボールに関する一切の活動を停止し又は禁止する
- ⑨ 除名／本連盟から除名する

第32条 (その他の違反行為に対する懲罰)

本規程等に対する違反行為のうち、加盟・登録団体または選手等が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本章の定めるところにより懲罰を科すものとする。

- (1) 本連盟の指示命令に従わなかった場合
- (2) 本連盟、加盟チームまたは選手等の名誉または信用を毀損する行為を行った場合
- (3) 本連盟の秩序風紀を乱した場合
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行った場合
- (5) 加盟・登録団体または選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求しまたは約束した場合

(6)加盟・登録団体または選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合

第33条 (酌量減輕)

違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

第34条 (違反行為の調査・審議および懲罰の決定)

(1)本規程等に対する違反行為のうち、競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰について規律委員会の調査および審議を経て、理事会が決定する。

(2)本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。

(3)本規程等に対する違反行為のうち、前2項を除く違反行為に対する懲罰については、規律委員会の調査および審議を経て、理事会が決定する。ただし、規律委員会に準ずる組織または機能を保有加盟・登録団体(加盟チームを除く)における違反行為については、当該団体の決定によるものとする

(4)本規定等に対する違反行為に該当しないが、本連盟として憂慮すべき事案に関しては、規律委員会と理事会の審議により対処するものとする。

(5)本連盟での対処が困難と判断された事案については、一般財団法人広島県バスケットボール協会または公益財団法人日本バスケットボール協会へ報告・調査・審議等の依頼を行うものとする。

第十章 付 則

第35条 本規約の条項は理事会出席者の3分の2以上の賛成により変更できる。

第36条 この規約の施行についての細則は理事会の決議を経て別に定める。

第37条 本規約は平成30年4月1日より施行する。

改定履歴

平成31年4月25日 第9章 懲罰 追加

令和4年4月23日 【役員の定年制】第16条の2 監事を追加

専 門 委 員 会 規 定

第1条 広島県社会人バスケットボール連盟規約第12条により、次の各号の専門委員会を置く

(1) 競技委員会

① 地域リーグ

② オープン・オーバーエイジ

③ フレンドリー (令和4年4月23日変更)

(2) 審判委員会

(3) 規律委員会

第2条 各委員会は委員長1名、副委員長若干名、委員若干名をもって構成する。

委員長は理事長が委嘱し、委員は委員長が理事会の承認を得て委嘱する。

第3条 委員長は各委員会を代表しその任務遂行の任を負う。副委員長は委員長を補佐し、委員は委員会の業務を処理する。

【任期・専門委員補充】

第4条 専門委員の任期は2ヶ年とする。但し再任は妨げない。専門委員に欠員が生じたときはその補充をすることができる。補充された専門委員の任期は前任者の残任期間とする。

【専門委員の定年制】

第5条 専門委員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

なお、専門委員が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その専門委員は任期が満了するまで専門委員として在任することとする。

第6条 競技委員会は次の事項を処理する。

1. 登 録
2. 会 計
3. 庶 務 (規約・規定変更、表彰)
4. 競技会の計画、管理運営、記録の整理
5. 指導者の養成
6. 他の委員会に属さない事項

第7条 審判委員会は次の事項を処理する。

1. 競技会の審判
2. 審判員、記録員、計測員の指導養成
3. 公認審判員の推薦
4. 審判技術の研究発表
5. 記録計測技術の普及

第8条 規律委員会は次の事項を処理する。

1. 競技及び競技会の違反行為に対する調査・審議
2. プレイクリーンの推進

改定履歴

令和4年4月23日 カテゴリー変更